

令和7年度静岡茶統一ブランド総合プロデュース 企画提案仕様書

本仕様書は、静岡県（以下、「甲」という。）が「令和7年度静岡茶統一ブランド総合プロデュース（以下、「本業務」という。）」の受託者（以下、「乙」という。）を公募するに当たり、必要とする基本的な事項を定める。

1 目的

静岡茶は日本一の茶産地であり、長い歴史と高品質で知られているが、海外ではブランドとしての認知は低く、世界市場での販路拡大を図るためには、茶業界全体が利害を超えて、静岡茶を地域の一体感のあるブランドとして捉え、その魅力を世界に通用するブランドとして構築し、未来を切り拓いていくことが必要である。

そこで、静岡茶再生に意欲ある者（以下、「プロジェクトメンバー」という。）は、乙や外部有識者等と共に、静岡茶リブランディング戦略及び行動計画の策定等を実施し、世界に通用する静岡茶統一ブランドを確立する。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

3 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）

契約金額の上限を金6,600,000円とする。

4 業務内容

本業務の目的を達成するための、プロジェクトメンバーによる会議（以下、「プロジェクト会議」という。）や、事業全体について管理を行うこと。

(1) 静岡茶統一ブランド総合プロデュース

ア 概要

世界に通用する静岡茶ブランドを構築に向けた以下のイ～オの業務を実施すること。

イ 静岡茶リブランディング戦略（基本コンセプト）の策定

プロジェクト会議を通じ、静岡茶リブランディングの軸となる、世界に通用する静岡茶ブランドの基本戦略を策定すること。

(ア) 静岡茶ブランドの定義・特徴・位置づけ・方向性・10年後の目指す姿など

(イ) 「輸出生産拠点」「情報発信拠点」「新商品開発」「マーケティング」「プロモーション」等といったそれぞれの分野について、基本戦略を策定すること。

ウ 静岡茶リブランディング行動計画の策定

イの基本コンセプトを軸とし、プロジェクト会議を通じて、静岡茶の未来を創るための革新的かつ具体的な行動計画を策定すること。

(ア) 静岡茶ブランドの目指す方向性

(イ) 「輸出生産拠点」「情報発信拠点」「新商品開発」「マーケティング」「プロモーション」等といったそれぞれの分野について、静岡茶の未来を切り拓いていくための施策を策定すること。

(ウ) 令和7年度から令和9年度までの3年間の実施計画を盛り込むこと。

(エ) 過去全国で行われてきた地方創生プロジェクトの成功や失敗を踏襲し、これからの時代に合った事業提案で、静岡茶業界に大きな改革をもたらす、実現可能な提案であること。

(2) 全体スケジュール

スケジュールは、以下の期日を参考に、乙と甲が協議して決定する。

- ア プロジェクトメンバーの立ち上げ：5月中旬まで
- イ プロジェクト実行委員会（仮称）の立ち上げ：5月下旬まで
- ウ 第1回プロジェクト会議：6月中旬
- エ プロジェクト実行委員会（仮称）と情報交換会：6月下旬、7月下旬、8月下旬
- オ 静岡茶リブランディング戦略の策定：9月上旬まで
- カ 静岡茶リブランディング行動計画の策定：9月下旬まで
- キ 静岡茶リブランディング行動計画の実施（静岡茶統一ブランドのロゴマーク及びブランドブック案の作成等）：3月上旬まで

5 成果品の提出

本事業で策定する静岡茶リブランディング戦略及び行動計画の提案書や意見等を紙媒体及びCD-R等の外部記録媒体により納入すること。

6 留意事項

(1) 実施体制

- ア 本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- イ 実施責任者は、甲の担当者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、甲の担当者と緊密な連携、調整を図ること。

(2) 秘密保持等

- ア 本業務また付随する業務において、県及び受託者は個人情報の保護に関する法律及びセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。
- イ 万が一、個人情報の漏洩に伴い甲に損害が発生した場合は、乙はその一切の責任を負うものとする。
- ウ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 著作権等

- ア 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は甲に帰属するものとし、その利用及び再編集は甲において自由に行うことができるものとする。
- イ 本業務の実施による成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上処理を済ませた上で納入すること。

(4) その他

- ア 本業務に関する必要な経費は契約金額に全て含むものとする。
- イ 乙は、甲が同意した場合を除き、第三者に業務の再委託をしてはならない。
- ウ 定めのない事項については、双方誠意をもって協議し解決にあたるものとする。
- エ 感染症の大規模な流行等の不可抗力によって委託業務の実施が著しく困難となったときは、契約の趣旨を損なわない範囲で、その実施方法等を変更できるものとする。